平成２９年（フ）第２３号
熊本県玉名市中2003番地
債務者　山本　千春
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第６６号
山口県周南市大字呼坂1170番地の１　市営第２勝間住宅Ａ－103号、前住所山口県周南市大字呼坂1100番地の15
債務者　上野　典子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第７０号
山口県光市室積東ノ庄31番２号　かんぽの宿光職員宿舎301号
債務者　西村　浩典
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１３号
大分県佐伯市弥生大字上小倉610番地アムールコート102
債務者　川村　明子（旧姓宮崎・三山・伊東）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第７４９７号
東京都板橋区板橋２丁目９番９号
破産者　株式会社ナカタツ
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７０８号
大阪府大阪市北区中津２丁目４－27－206、開始決定時の住所兵庫県神戸市長田区宮川町４丁目８－１－409
破産者　阿部　昌平
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７７号
東京都墨田区太平１－４－６　ソルジェンテ301号、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪市阿倍野区阪南町３丁目20番12号
破産者　株式会社イー・エス・シー
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７８号
千葉県船橋市山手２丁目７－20－501
破産者　前川あおい
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２８１号
東京都豊島区西池袋３丁目33番10号　云祥ビル１Ｆ
破産者　株式会社Ａｚｕｒｉｔｅ
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２６４８号
東京都千代田区神田小川町２－１　檜ビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂２丁目４番１号
破産者　株式会社遊企画
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０９８号
東京都練馬区南大泉１丁目７－14－502
破産者　中村　眞弓
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１８６号
東京都江戸川区松島１丁目２番８号
破産者　亡橋本隆秀相続財産
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５８９号
東京都杉並区西荻北３丁目22－13－102
破産者　池上　真実（旧姓友村）
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６１１号
東京都江東区木場５丁目６－37－701
破産者　木村　尚美
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６５３号
東京都町田市小山町173－202、開始決定時の住所東京都町田市小山ケ丘５丁目７－１－536
破産者　奥山　　昇
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７３０号
東京都渋谷区代々木４丁目22－１－509
破産者　浅倉　洋助
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８３８号
東京都荒川区町屋３丁目４－22－201
破産者　小山　吉保
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５０５号
東京都大田区中央５丁目１番13号
破産者　株式会社コーズ
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５０６号
東京都品川区西五反田７丁目22番17号
破産者　株式会社食神
1　決定年月日　平成29年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部